

令和 7 年度 第 1 回議会改革推進会議次第

日時：令和 7 年 5 月 27 日（火）9:30～

場所：議事堂第 3 委員会室

1 開 会

2 協議事項

（１）令和 6 年度議会改革に関する行動計画の進捗状況について

（２）令和 7 年度議会改革に関する行動計画について

3 報告事項

（１）広報編集委員会の取組について

（２）ＩＴ活用検討委員会の取組について

4 そ の 他

5 閉 会

<資料>

- ・ 資料 1 令和 6 年度議会改革に関する行動計画の進捗状況について
- ・ 資料 2 令和 7 年度議会改革に関する行動計画（案）
- ・ 資料 3 危機管理マニュアルポケットガイド

<参考資料>

- ・ 議会改革推進会議設置要綱
- ・ 議会改革推進会議委員名簿

令和 6 年度議会改革に関する行動計画の進捗状況について（案）

令和 7 年 3 月 31 日現在

行動計画の項目	令和 6 年度の実施結果・検討結果
1 議会基本条例に基づく議会運営	○令和 6 年 5 月 28 日（第 1 回議会改革推進会議）に、議会改革に関する行動計画を策定した。 ○(新) 富山県議会改革に関する行動計画の実施結果（平成 30 年度～令和 5 年度）を振り返り、確認した。
2 住民との情報共有の推進 (1) 議会広報の充実 TOYAMA ジャーナルを年 1 回発行し、多くの県民の目に触れるよう公民館や図書館等の主要施設に配架するほか、議会ホームページに掲載する。 また、SNS 等を活用したプッシュ型の広告により、議会ホームページや TOYAMA ジャーナルの PR を行うほか、WEB でアンケート調査を行い、効果的な情報発信について検討する。 このほか、TOYAMA ジャーナルの取組を検証するとともに、県の広報媒体との連携強化を検討する。	○令和 6 年 7 月に「TOYAMA ジャーナル (Vol. 4)」を発行し、公民館等に配架するとともに、県議会 HP にデジタルブックを掲載した。 配布先…公民館・コミュニティセンター、図書館等 配布部数…約 18,000 部 ○富山県議会活動や政治に関して興味関心が低い方にも富山県議会を知ってもらうため、SNS 等を活用したプッシュ型の広告配信を実施し「TOYAMA ジャーナル」の PR を行った。また、WEB アンケート調査や出前講座等で広く県民の意見を聞き取った。 ・広告配信（R6. 8. 1～10. 16） 配信媒体 TikTok、YouTube、日刊オンラインタクトバナー広告 配信実績…表示回数 約 115 万回 ・アンケート調査（R6. 7. 12～11. 30） 回答件数…192 件 ○(新) TOYAMA ジャーナルの取組を検証するとともに、県広報媒体との連携を強化した。 ・広報編集委員会で、これまでの実績やアンケート調査等で寄せられた意見を基に、今後のあり方を議論した。 ・県広報媒体との連携として、TOYAMA ジャーナルの発行日に県公式 LINE や X で PR を行った。 < 参考 > 「TOYAMA ジャーナル」が、日本地域コンテンツ大賞 2024 において審査員奨励賞を受賞

行動計画の項目	令和6年度の実施結果・検討結果
(2) ソーシャルメディア利用等による情報発信 より県民に分かりやすい情報発信に向けた議会ホームページの点検や本会議等の録画配信期間の延長を検討する。	○(新)より分かりやすい情報発信に向けて県議会ホームページのトップ画面を改修し、インターネット議会中継やTOYAMAジャーナルへのアクセスの改善を図った。 ○(新)インターネット議会中継の録画配信期間を開会年度の翌年度末まで拡大するとともに、検索機能を追加した。 ○SNSを活用して、定例会の開・閉会、インターネット議会中継、傍聴、質問者、通告、提出議案及び議決の内容について発信した。
3 主権者教育の推進と住民参加の取組 生徒や学生に対する主権者教育を推進するため、全国議長会において作成予定の主権者教育用リーフレットを活用するほか、県内高校生に議会広報誌を配布するとともに、県選挙管理委員会が実施している出前授業との連携を検討し、議員による高校等への出前講座や議員との座談会や交流イベント等を実施する。 このほか、委員会の県内視察等に併せて議員と関係者との意見交換等を実施する。	○議会広報誌「TOYAMAジャーナル(Vol. 4)」を県内高校生に配布した。(配布部数…約32,000部) ○県選挙管理委員会と連携した各種取組みを行った。 ・(新)県選挙管理委員会が実施する出前授業との連携に向けて検討を行った。 ・(新)県選挙管理委員会が作成した選挙結果資料を活用した出前講座を実施した。 ・(新)令和7年度の実施案内に出前講座、出前授業の内容をお互いに記載し、県内高等学校等に同時発出した。 ・(新)今後の連携に向けて、出前講座、出前授業の担当者が、お互いの事業を現地で見学した。 ○高等学校等で議員による「出前講座」を実施した。 ・学校法人荒井学園高岡向陵高等学校 (R6. 5. 31、3 学年 6 クラス176名、議員12名参加) ・学校法人高岡第一学園高岡法科大学 (R6. 7. 23、地方自治法履修学生17名、議員 4 名参加) ・学校法人片山学園片山学園高等学校 (R6. 11. 13、2 学年 3 クラス67名、議員 5 名参加) ・学校法人富山国際学園富山国際大学 (R7. 1. 15、教職実践演習履修学生46名、議員 5 名参加) ・学校法人荒井学園高岡向陵高等学校 (R7. 1. 23、2 学年 8 クラス221名、議員18名参加) ○高校生との意見交換会を実施した。(高校生とやま県議会) (R6. 8. 19、県内高校生徒会代表50名、議員12名参加) ○「富山県青年議会」合同学習会へアドバイザーとして参加した。(R6. 8. 24、青年議員40名、議員5名参加) ○(新)高校生主体の主権者教育トライアルイベント「Voice of the future」を砺波青少年自然の家で開催し、社会の様々な課題に対して高校生が対話を通じて考えやアイデアを探求・発表した。 (R6. 10. 13、私立高校生約 100 名、議員 7 名、デンマーク元文化大臣ウッフェ・エルベック氏参加) ○(新)全国都道府県議会議長会等が作成した主権者教育用リーフレットを、県内高等学校長の集う会議において周知活用を呼び掛けるとともに、関係機関にも情報共有を図った。

行動計画の項目	令和6年度の実施結果・検討結果
	○委員会による意見交換会を実施した。 ・こどもの未来対策特別委員会、不登校・ひきこもり当事者及び支援団体との意見交換会（R6.9.2、当事者等12名、議員15名参加） ・地方創生産業委員会、T-Startup企業との意見交換会（R6.12.5、企業4社、委員8名参加） ・経営企画委員会、県立大学学生団体POLYGON所属学生との意見交換会（R7.1.20、学生3名、議員10名参加）
4 危機管理対応 能登半島地震への対応を踏まえ、議会における災害対応の問題等を検証し、「富山県議会危機管理対応マニュアル」の見直しや備蓄等の充実を検討する。 富山県議会議員緊急連絡網（メーリングリスト）の送受信テスト及び避難訓練を継続的に実施する。	○(新)富山県議会危機管理対応マニュアルを改訂し、安否確認の複線化や情報収集の効率化などを規定した。（R7.4.1施行） ○「富山県議会議員緊急連絡網（メーリングリスト）」の送受信テストを実施した。（R6.9.3） ○(新)富山県議会危機管理対応マニュアルに基づき、経営企画委員会において大会議室からの避難訓練を実施した。（R6.9.3）
5 新たな機能強化の取組 (1) 議会におけるITの活用等 議会資料等のペーパーレス化を推進し、タブレット端末等を活用した議会運営を実施する。 オンライン委員会の実装化に向けた課題を整理するとともに、議員活動や議会運営の高度化・効率化が図れるよう、既存のシステムの課題検証や新たなツールの導入可能性を含めて、引き続きITの有効活用について検討する。	○議会におけるIT活用を検討、協議した。 ・(新)議員活動における生成AIの利用に関するアンケート調査を実施した。 ・(新)議会貸与タブレット端末更新(R9.3月末予定)に向けた調達方針（端末本体、ソフトウェア、周辺機器の仕様）について取りまとめた。 ○オンライン委員会の開催に係る通信環境や運営上の課題を検証した。 ・地方創生産業委員会をオンラインで開催した。（R6.11.25、第3委員会室、委員1名がオンライン出席） ○(新)請願・陳情のオンラインでの提出受付を開始した。（令和6年4月から、陳情9件受付）
(2) ハラスメントの防止 議会におけるハラスメントの防止のため、研修を継続的に実施するとともに、相談体制の周知に努める。	○全国都道府県議会議長会作成の動画配信の視聴によるハラスメント防止研修を実施した。（R6.9月～R7.3月）

行動計画の項目	令和6年度の実施結果・検討結果
6 その他 (1) 標準議会傍聴規則の改正内容を踏まえ、県議会傍聴規則の改正案を検討する。	○(新)傍聴人の守るべき事項等の内容を整理し、県議会傍聴規則を改正した。(令和7年2月定例会から運用)
(2) 上記以外の項目	○(新)欠席事由の例示追加等を行い、県議会会議規則を改正した。(R7.3.26 施行) ○議員研修会等を開催した。 ・(新)「地方創生に関する研修会」(R6.9.10) ・(新)「日本被団協・富山県被爆者協議会講演会」(R7.2.27)

令和 7 年度 富山県議会 議会改革の取組
【議会改革に関する行動計画】（案）

令和 7 年 5 月 27 日

○趣旨

開かれた議会を推進するため、県民に広く議会の活動を知っていただき、県政への関心を高めるほか、議会の活性化、透明性の確保等に資するよう、次のとおり、議会改革を推進するもの。

1 議会基本条例に基づく議会運営

条例に規定する議会の運営原則に基づく議会運営を行うとともに、議会改革推進会議において、次のとおり、議会改革に関する行動計画を策定する。

2 住民との情報共有の推進

(1) 議会広報の充実

TOYAMA ジャーナルを年 1 回発行し、公民館や図書館等の主要施設への配架に加え、より多くの県民の目に触れるよう周知方法を検討するほか、議会ホームページに掲載する。

また、SNS 等を活用したプッシュ型の広告により、TOYAMA ジャーナルの PR を行うほか、WEB でアンケート調査を行い、効果的な情報発信について検討する。

(2) ソーシャルメディア利用等による情報発信

議会ホームページや SNS を利用した定例会質問者など議会情報の発信を行うとともに、発信内容の充実に向け、検討する。

3 主権者教育の推進と住民参加の取組

生徒や学生に対する主権者教育を推進するため、県内高校生に TOYAMA ジャーナルを配布するとともに、全国都道府県議会議長会等作成の主権者教育用リーフレットを活用した議員による高校等への出前講座や議員との交流イベント等を実施するほか、県選挙管理委員会が実施している出前授業との連携を検討する。

また、小学生を対象に行う議場見学の活用を検討する。

このほか、委員会の県内視察等に併せて議員と関係者との意見交換等を実施する。

4 新たな機能強化の取組

(1) 議会における IT の活用等

議員活動や議会運営の高度化・効率化に向け、引き続き IT の有効活用について検討するとともに、ペーパーレス会議システムの運用に関する課題解決に取り組む。

緊急時等に備え、オンライン委員会の実装化に向けて、各委員会室における通信環境及び運営上の課題を引き続き検証する。

(2) 危機管理対応

改訂した「富山県議会危機管理対応マニュアル」を踏まえた対応を簡潔に記載した携帯カードを作成し、万一の際の行動を明確化する。

また、議員安否確認メール（メーリングリスト）の送受信テスト及び避難訓練を継続的に実施するとともに、災害対応活動を可能とする物資を計画的に確保する。

(3) ハラスメントの防止

議会におけるハラスメントの防止のため、研修を継続的に実施するとともに、相談体制の周知に努める。

危機管理マニュアルポケットガイド

危機管理マニュアル ポケットガイド



 富山県議会

「議員安否確認メール」を受信したら

身の安全を確保したうえで、メールをなるべく早く返信し、安否報告を行ってください。(県内震度5弱以上で自動送信されます)



議会事務局連絡先

総務課 TEL : 076-444-3405
調査課 TEL : 076-444-3413
議事課 TEL : 076-444-3409(議事係)
076-444-3410(委員会係)
FAX : 076-444-3471
e-mail agikaijimu@pref.toyama.lg.jp

【富山県議会】危機管理対応マニュアル



「議員安否確認メール」を受信したら

- 身の安全を確保したうえで、なるべく早く返信し、安否報告を行ってください。（県内震度5弱以上で自動送信されます）
- 送信する内容は次の3つです。
 1. 安否確認
 2. 現在の居場所
 3. 議事堂への登庁の可否



災害に関する情報共有

- 災害対策本部からの情報などは、スマートディスカッション内に保存し、共有します。
- 議員からの情報提供（被害の現場写真など）についても、議会事務局のメールアドレスに送信いただいた後、スマートディスカッション内で全議員と共有します。（件名の例：「〇〇地震現場写真（〇〇市〇〇町）」など）



富山県議会危機管理対応マニュアル

- 富山県議会危機管理対応マニュアル（PDF：326KB）
- フロー図（PDF：163KB）
- 参考様式（別紙1・2）（PDF：157KB）



議会事務局連絡先

- 総務課 TEL：076-444-3405
- 調査課 TEL：076-444-3413
- 議事課 TEL：076-444-3409・076-444-3410

議会改革推進会議設置要綱

平成30年4月24日
改正 令和元年5月17日
改正 令和2年12月17日
改正 令和3年3月8日
改正 令和5年5月2日

(設置目的)

第1条 議会改革及び議会の活性化を推進するため、富山県議会に、富山県議会基本条例(平成30年富山県条例第51号)第14条に規定する議会改革推進会議(以下「会議」という。)を設置する。

(構成)

第2条 会議は、副議長のほか、次の基準により会派から選出された議員(以下「委員」という。)をもって構成する。ただし、会派間の協議によりその構成員を増減できるものとする。

- | | |
|---------------------|---------------|
| (1) 所属議員8人以上の会派 | 所属議員4人につき1人以内 |
| (2) 所属議員4人以上8人未満の会派 | 2人以内 |
| (3) 所属議員4人未満の会派 | 1人以内 |

2 委員の任期は、議員の任期とする。

3 会議に委員長を置き、委員長は副議長をもって充てる。

4 委員長に事故あるときは、委員長が予め指名する委員が、委員長の職務を行う。

(届出)

第3条 各会派が委員を所属議員から選出し、又は変更したときは、議長に届け出なければならない。

(招集)

第4条 会議は、委員長が招集する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して出席を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 会議の議事は、原則として公開とし、会議録を作成する。

(細則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会議で決定する。

(その他)

第8条 議会運営等に関する検討小委員会は休止し、議会活性化の推進に関する検討は引き続き、会議で行う。

附 則

この要綱は、平成30年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月2日から施行する。

議会改革推進会議委員名簿

(会派別、期別順)

委員長 永 森 直 人

委 員 奥 野 詠 子

〃 川 島 国

〃 亀 山 彰

〃 針 山 健 史

〃 安 達 孝 彦

〃 大 門 良 輔

〃 澤 崎 豊

〃 井加田 ま り

〃 火 爪 弘 子

〃 佐 藤 則 寿

(委員長含め 11 名)